

秋田県告示第154号

秋田県健康増進交流センター条例（平成9年秋田県条例第15号）の第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県健康増進交流センターの利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県健康増進交流センターの使用に係る利用料金は、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県健康増進交流センター

1 入館料

区分			利用料金の額	
普通料金	通常の使用	幼児	1人1回につき	無料
		小学校児童		500円
		一般		1,000円
	一般浴室のみの使用	幼児		無料
		小学校児童		300円
		一般		600円
団体料金（20人以上の団体）	幼児	無料		
	小学校児童	400円		
	一般	800円		
回数券	通常の使用	小学校児童	5枚綴り	2,000円
		一般		4,000円
	一般浴室のみの使用	小学校児童	10枚綴り	2,000円
		一般		4,000円
定期券（有効期間1年）	1人		18,000円	
	家族2人		28,000円	
	家族3人		38,000円	
	家族4人		48,000円	

備考

- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の時期に達するまでの者とする。
- 「幼児」の回数券については発行しないものとする。
- 定期券は、家族1人の追加につき10,000円を加算するものとする。

2 研修室等の利用料金

区分	利用料金の額			
	午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前10時から 午後5時まで	午後5時後の 時間1時間につき
研修室	1,200円	2,500円	3,700円	600円
会議室	1,200円	2,500円	3,700円	600円
休憩室	1室1時間につき			600円
トレーニングルーム	1人1回につき			200円
リラク্সルーム	1人1回につき			370円
タオルセット	1式1回につき			250円
水着	1式1回につき			370円
館内着	1式1回につき			250円

備考

- 研修室若しくは会議室の午後5時後の使用又は休憩室の使用については、利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を一時間として計算する。
- 研修室又は会議室の使用において、使用者が入場料（使用者がいずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき、又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額はこの表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。

る。

3 トレーニングルームの利用料金は、入館料を納付した者（一般浴室のみを使用する者を除く。）からは徴収しないものとする。

4 リラックスルームの利用料金は、入館料を納付した者からは徴収しないものとする。

3 宿泊室の利用料金

区分		使用の単位	利用料金の額		
一般棟	A	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	3,800円
		一般		1人で使用する場合	5,300円
	B	小学校児童及び中学校生徒		1人で使用する場合	4,200円
		一般		2人で使用する場合	3,700円
		一般		1人で使用する場合	6,000円
		一般		2人で使用する場合	5,800円
	C	小学校児童及び中学校生徒		1人で使用する場合	4,200円
		一般		2人で使用する場合	4,100円
		一般		1人で使用する場合	6,000円
		一般		2人で使用する場合	5,800円
	D	小学校児童及び中学校生徒		1人で使用する場合	5,700円
				2人で使用する場合	5,500円
				3人で使用する場合	5,500円
				4人で使用する場合	5,500円
		一般		1人で使用する場合	8,000円
				2人で使用する場合	7,800円
				3人で使用する場合	7,800円
				4人で使用する場合	7,800円
	E	小学校児童及び中学校生徒		1人で使用する場合	4,200円
		一般		2人で使用する場合	4,100円
	一般	1人で使用する場合	6,000円		
	一般	2人で使用する場合	5,800円		
自炊棟	F	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	1人で使用する場合	3,000円
		一般		2人で使用する場合	2,900円
		一般		1人で使用する場合	4,200円
		一般		2人で使用する場合	4,100円
	G	小学校児童及び中学校生徒		1人で使用する場合	4,300円
				2人で使用する場合	4,200円
				3人で使用する場合	4,200円
				4人で使用する場合	4,200円
		一般		1人で使用する場合	6,100円
				2人で使用する場合	5,900円
		一般		3人で使用する場合	5,900円
		一般		4人で使用する場合	5,900円

備考

1 宿泊室の区分は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊室A 洋室で床面積が16平方メートルのものをいう。
- (2) 宿泊室B 洋室で床面積が19平方メートルのものをいう。
- (3) 宿泊室C 和室で床面積が23平方メートルのものをいう。
- (4) 宿泊室D 和室で床面積が32平方メートルのものをいう。
- (5) 宿泊室E 洋室で床面積が26平方メートルのものをいう。
- (6) 宿泊室F 和室で床面積が14平方メートルのものをいう。
- (7) 宿泊室G 和室で床面積が22平方メートルのものをいう。

2 小学校就学の始期に達するまでの者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。

3 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金の額は、休憩室を使用する場合の利用料金の額とする。

#### 4 研修室等以外の施設の利用料金

対価を得る場合	区分		利用料金の額	
		月単位で使用する場合	使用面積 1 平方メートル当たり 1 月につき	2,500円
	時間単位で使用する場合	使用面積 1 平方メートル当たり 1 時間につき	87円	
対価を得ない場合	月単位で使用する場合	使用面積 1 平方メートル当たり 1 月につき	1,200円	
	時間単位で使用する場合	使用面積 1 平方メートル当たり 1 時間につき	51円	

#### 備考

- 1 この表において「対価」とは、使用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- 2 使用面積が 1 平方メートル未満であるときは 1 平方メートルとし、使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは当該端数を 1 平方メートルとして計算する。
- 3 月の中途から使用を開始するとき、又は月の中途で使用を終了するときのその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 4 使用時間が 1 時間未満であるときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは当該端数を 1 時間として計算する。